

平成 29 年度消費者庁政策評価実施計画

平成 29 年 11 月 27 日
消費者庁長官決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度消費者庁政策評価実施計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁政策評価基本計画(平成 25 年 3 月 18 日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1) 基本計画の対象とした政策のうち実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)は、別紙のとおりとし、実績評価方式により事後評価を行う。なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画(平成 27 年 3 月 24 日閣議決定)の検証・評価と連動して行うこととする。

(2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策で、実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの)は該当がない。

(3) その他の政策で、実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)として、法第 9 条の規定に基づき事前評価を行った政策であり、根拠法令の見直し条項で定められる期限が、前記 1 の計画期間中に到来するものについて、事業評価方式により事後評価を行う。

3 その他

前記 1 の計画期間の政策評価の実施に当たっては、前記 2 以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は平成 31 年度の予算要求等において活用することとし、特に政策評価が予算の無駄の削減に資するように努める。

(別紙)

平成29年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	平成29年度施策名	担当課	消費者基本計画工程表（平成27年3月24日消費者政策会議決定（平成29年6月21日改定）） における施策番号
消費者政策	消費者政策の推進	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整 (2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進 (3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進 (4) 地方消費者行政の推進 (5) 物価対策の推進 (6) 消費者政策の推進に関する調査・分析 (7) 消費者の安全確保のための施策の推進 (8) 消費者取引対策の推進 (9) 消費者表示対策の推進 (10) 食品表示の企画・立案・推進	消費者政策課	(1 (1) ⑧)、1 (4) ⑥、2 (2) ⑤、3 (1) ③、3 (1) ⑤、3 (1) ⑥、(3 (2) ④)、3 (2) ⑬、3 (2) ⑯、3 (3) ④、(3 (4) ⑨)、4 (1) ④、4 (2) ⑭、5 (1) ⑨、(5 (3) ①)、5 (3) ③、(5 (3) ④)、5 (3) ⑤、5 (3) ⑥、6 (1) ②、6 (1) ⑥、6 (1) ⑧、6 (2) ⑥
			消費者制度課	3 (1) ④、4 (3) ③、5 (1) ①
			消費者教育・地方協力課	1 (1) ⑦、4 (2) ①、4 (2) ②、4 (2) ③、4 (2) ④、4 (2) ⑤、4 (2) ⑥、4 (2) ⑦、4 (2) ⑧、4 (2) ⑨、4 (2) ⑩、4 (2) ⑪、4 (2) ⑫、4 (3) ①、6 (1) ④、6 (1) ⑦
			消費者教育・地方協力課	1 (3) ③、(5 (1) ④)、(5 (3) ①)、5 (3) ②、(6 (1) ⑤)、6 (2) ①、6 (2) ②、6 (2) ③、6 (2) ④、6 (2) ⑤、6 (2) ⑦、(6 (2) ⑧)
			消費者調査課	3 (2) ⑩、4 (4) ②
			消費者調査課	4 (1) ①、4 (1) ②、4 (1) ③、4 (3) ②
			消費者安全課	1 (1) ③、1 (1) ⑥、1 (1) ⑦、1 (2) ①、1 (2) ②、1 (2) ③、1 (2) ④、1 (3) ①、(1 (3) ②)、1 (4) ①、1 (4) ④、1 (4) ⑩、5 (1) ②
			取引対策課	1 (1) ⑧、3 (1) ①、3 (1) ②、3 (2) ①⑤、3 (3) ①、3 (3) ②、3 (4) ⑨
			表示対策課	1 (4) ⑨、2 (1) ①、2 (1) ②、2 (1) ③、2 (2) ①、2 (2) ②、2 (3) ②、2 (3) ③、(2 (3) ④)
			食品表示企画課	2 (3) ①

(注) 「消費者基本計画工程表における施策番号」のうち、括弧書きの施策番号については、本計画の対象としない。